

あきた産学官連携未来創造研究事業実施要綱

(通則)

第1条 あきた産学官連携未来創造研究事業(以下「本事業」という。)の実施については、秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 新事業・新産業を創出していくためには、大学等、公的試験研究機関、民間企業等、行政が、従来の組織や産業分野の垣根を越えて連携することにより、イノベーションを創出することが重要である。

本事業は、研究開発プロジェクトのステージに対応した競争的研究資金を提供することで産学官の連携による研究開発を活性化させ、有望な研究開発及び技術シーズが持続的に創出される環境を整備することにより、事業化につながる研究開発の促進と、その成果として県内企業に付加価値の高い技術を移転し、新産業・新事業の創出を行い、県内産業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「大学等・公設試」とは、国公立大学、高等専門学校等の高等教育機関、都道府県立の試験研究機関、特殊法人、独立行政法人、国立研究開発法人、公益法人等であって、直接、科学技術系の研究開発を行っている機関をいう。

- 2 この要綱において「民間企業等」とは、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、協同組合、事業組合など前項に定める機関を除くその他法人・団体をいう。
- 3 この要綱において「県内大学等・公設試」とは、秋田県内に所在し、本事業による研究開発の実施場所が秋田県内にある大学等・公設試をいう。
- 4 この要綱において「県内企業等」とは、秋田県内に本社、支社、工場又は研究機関等が所在し、かつ秋田県内に本事業による研究開発の主たる実施場所が所在する民間企業等をいう。
- 5 この要綱において「実施機関」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - 一 県内大学等・公設試
 - 二 県内企業等
 - 三 県内大学等・公設試及び県内企業等が、本事業による研究開発を県外大学等・公設試又は県外企業等と共同して実施する場合における県外大学等・公設試及び県外企業等をいう。
- 6 この要綱において「代表実施機関」とは、実施機関のうち代表となる実施機関(前項第一号及び第二号の機関に限る。)をいう。
- 7 この要綱において「コンソーシアム」とは、次の各号に掲げるすべての要件を満たす共同研究グループをいう。
 - 一 実施機関、研究代表者、連携責任者、管理法人により構成されていること。

- 二 実施機関として2以上の県内企業等及び1以上の県内大学等・公設試が参画していること。
- 8 この要綱において「管理法人」とは、コンソーシアムの構成団体のうち本事業の受託者として次の各号に掲げる事務を行い、及び契約履行責任を負う法人をいう。
 - 一 プロジェクト全般の運営
 - 二 コンソーシアム構成団体との調整
 - 三 技術移転の進行管理
 - 四 本事業に係る再委託先の経理状況の確認
 - 五 その他本事業による研究開発の目的達成に必要な事務

(事業の対象)

第4条 本事業は、次の各号に掲げる研究開発を行う。

- 一 萌芽シーズ育成・連携促進事業
別紙1により県内大学等が県内企業等との共同研究に向けた研究開発シーズの磨き上げを行う。
- 二 フィージビリティスタディ事業
別紙2により県内大学等・公設試及び県内企業等が連携して、実用化のための研究開発シーズとしての実現可能性調査を共同して行う。
- 三 あきた創生シーズ展開事業
別紙3により県内企業等及び県内大学等・公設試が連携して、実用化に向けた基盤技術の確立のための研究開発を共同して行う。
- 四 あきたイノベーション創出研究開発事業
別紙4により県内企業等及び県内大学等・公設試が連携して、実用化技術の開発を目指すとともに県内企業等への技術移転が見込まれる研究開発を共同して行う。

(公募)

第5条 知事は、前条各号に掲げる事業について、別に定める方法により公募する。

(成果の公開)

第6条 知事は、本事業による研究成果について必要があると認めるときは、代表実施機関又は管理法人と協議のうえ公表することができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、あきた未来創造課あきた未来戦略課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(別紙1)

萌芽シーズ育成・連携促進事業

(事業の目的)

第1条 萌芽シーズ育成・連携促進事業（以下別紙1において「本事業」という。）は、県内大学等の研究者が行う研究について、次年度以降における県内企業等との共同研究につなげ、将来の新技术・新製品の創出に資するため、次の各号に掲げる取組を行うことを目的とする。

- 一 県内大学等の優れた基礎的研究の成果の共同研究への取り込み
- 二 県内企業等のニーズに応じた県内大学等の研究シーズの発掘及び磨き上げ
- 三 県内大学等の有望な研究シーズの苗床の育成

(事業の対象)

第2条 本事業は、県内大学等の研究者が行う試験研究開発で、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものを対象とする。

- 一 「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」の戦略を構成する施策の方向性に合致するものであること。
- 二 試験研究開発が本県の産業振興その他県民の福祉向上に寄与するものであること。
- 三 本事業の研究に使用する経費について、国、県又はその他法人等からの補助・助成又は委託の対象となっていないこと。

(提案)

第3条 実施要綱第5条に規定する公募に応募するときは、実施機関は、提案書（様式1）を別に定める日まで知事に提出しなければならない。

(採択)

第4条 知事は、提案された試験研究開発の内容を審査のうえ、本事業により実施すべき試験研究開発を採択する。

- 2 知事は、前項の審査結果について、実施機関に文書により速やかに通知する。
- 3 知事は、採択された実施機関及び研究開発の概要等について、県のウェブサイト及び印刷物等により公表することができるものとする。

(審査)

第5条 前条第1項に規定する審査は、知事が別に定める方法により行う。

(委託契約)

第6条 知事は、採択された実施機関と研究開発に係る委託契約（以下「委託契約」という。）を締結する。

(研究開発期間)

第7条 本事業による研究開発の実施期間は、採択された年度の3月31日までの1か年とする。

(委託料)

第8条 本事業による研究開発に係る委託料の上限は、30万円とする。

- 2 本事業による研究開発に要する経費のうち、実施機関が委託料から支弁できる経費は、別表第1のとおりとする。
- 3 知事は、実施機関に対し、委託契約に基づき委託料を支払う。
- 4 委託料から支弁できる経費は、委託契約を締結した日以降に物品発注等の契約行為等が生じ、かつ当該年度内に債務が確定したものに限り。

(委託契約の変更)

第9条 委託経費の総額に変更がある場合は、委託契約の変更を行わなければならない。ただし、県の予算の範囲内に限る。

(実施計画の変更)

第10条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事あてに事前に実施計画の変更の申請を行い、承認を受けなければならない。

- 一 別表第1に掲げる経費の区分における費目間の流用を行う場合で、いずれかの費目の総額において3割を超えて増減する場合。
- 二 別表第1に掲げる経費の区分における人件費の額を増額する場合。

(設備購入に係る経費の上限)

第11条 実施機関が委託料から支弁する設備取得費の上限は、別表第1に掲げるとおりとする。

(状況報告)

第12条 知事は、必要と認めた場合は、実施機関及びコーディネータに対し本事業による研究開発の遂行状況について報告を求めることができる。

- 2 報告を求められた前項の実施機関等は、遂行状況報告書を知事が定める日までに提出しなければならない。

(成果報告)

第13条 実施機関は、本事業による研究開発を終了したとき又は委託契約で定めた委託業務の完了期限のいずれか早い日までに、事業の成果の詳細を記した研究成果報告書(様式2)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の研究成果報告書の提出を受け、研究の実施結果及び委託契約の履行状

況を確認するものとする。

(知的財産権の帰属)

第14条 知事は、本事業による研究開発により発生した特許権等の知的財産権を実施機関から譲り受けないものとする。

(別紙2)

フィージビリティスタディ事業

(事業の目的)

第1条 フィージビリティスタディ事業（以下別紙2において「本事業」という。）は、県内大学等・公設試及び県内企業等が実施する試験研究開発について、本格着手する前段階において、社会環境・市場等の状況、技術要素等の動向、研究分野の最新情報等を調査し、事業化を見据えたビジネスプランの作成及び実現可能性の検証（以下「実現可能性調査」という。）を行い、もって本県産業の振興に寄与する試験研究開発を推進することを目的とする。

(事業の対象)

第2条 本事業は、二以上の実施機関（県内大学等・公設試及び県内企業等を必ず含む。以下各実施機関を「共同実施機関」という。）の連携により、県内大学等・公設試の研究シーズの実用性の検証や、県内大学等・公設試の研究シーズを活用した県内企業等の技術課題解決の可能性を探る試験研究開発を共同で行うもの（試作調査と合わせて市場調査、知的財産調査などを複合的に実施する実現可能性調査）で、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものを対象とする。

- 一 「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」の戦略を構成する施策の方向性に合致するものであること。
- 二 実現可能性調査の対象となる試験研究開発が本県の産業振興その他県民の福祉向上に寄与するものであること。
- 三 本事業の研究に使用する経費について、国、県又はその他法人等からの補助・助成又は委託の対象となっていないこと。

(提案)

第3条 実施要綱第5条に規定する公募に応募するときは、代表実施機関は、提案書（様式3）を作成し、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(採択)

第4条 知事は、提案された実現可能性調査の内容を審査のうえ、本事業により実施すべき実現可能性調査を採択する。

- 2 知事は、前項の審査結果について、代表実施機関に文書により速やかに通知する。
- 3 知事は、採択された実施機関及び実現可能性調査の概要等について、県のウェブサイト及び印刷物等により公表することができるものとする。

(審査)

第5条 前条第1項に規定する審査は、知事が別に定める方法により行う。

(委託契約)

第6条 知事は、採択された実現可能性調査の代表実施機関が秋田県立の試験研究機関以外の場合には、当該代表実施機関と研究開発に係る委託契約（以下「委託契約」という。）を締結する。

(研究開発期間)

第7条 本事業による研究開発の実施期間は、採択された年度の3月31日までの1か年とする。

(委託料)

第8条 本事業による研究開発に係る委託料の上限は、80万円とする。

- 2 本事業による研究開発に要する経費のうち、実施機関が委託料から支弁できる経費は、別表第2のとおりとする。
- 3 知事は、代表実施機関が秋田県立の試験研究機関以外の場合は、当該代表実施機関に対し、委託契約に基づき委託料を支払う。
- 4 知事は、代表実施機関が秋田県立の試験研究機関の場合は、あきた未来創造部あきた未来戦略課から当該機関に対し、予算の範囲内で再配当する。
- 5 委託料から支弁できる経費は、委託契約を締結した日以降に物品発注等の契約行為等が生じ、かつ当該年度内に債務が確定したものに限り。

(共同研究契約及び再委託契約)

第9条 代表実施機関は、他の実施機関と共同研究の内容について定めた共同研究契約を締結しなければならない。

- 2 代表実施機関は、知事からの委託業務の一部について他の実施機関に再委託することができる。その場合にあつては、代表実施機関は、知事との委託契約に準拠した再委託契約を再委託先である実施機関との間で締結しなければならない。
- 3 代表実施機関は、前項に定める再委託契約を行う場合は、共同研究のために必要と認められる別表第2に掲げる経費を再委託料として定めるものとする。
- 4 再委託料から支弁できる経費は、再委託契約を締結した日以降に物品発注等の契約行為等が生じ、かつ当該年度内に債務が確定したものに限り。
- 5 代表実施機関は、他の実施機関と第1項及び第2項の規定による契約を1の契約として締結することができる。

(委託契約の変更)

第10条 委託経費の総額に変更がある場合は、委託契約の変更を行わなければならない。ただし、県の予算の範囲内に限り。

(実施計画の変更)

第11条 代表実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事に事前に実施計画の変更の申請を行い、承認を受けなければならない。

- 一 実施機関の変更を行う場合。
- 二 別表第2に掲げる経費の区分における費目間の流用を行う場合で、いずれかの費目の総額において3割を超えて増減する場合。
- 三 別表第2に掲げる経費の区分における人件費の額を増額する場合。

(設備購入に係る経費の上限)

第12条 委託料及び再委託料から支弁する設備取得費の上限は、別表第2に掲げるとおりとする。

(状況報告)

第13条 知事は必要と認めた場合は、代表実施機関及びコーディネータ等に対して、本事業による実現可能性調査の遂行状況について、報告を求めることができる。

- 2 報告を求められた前項の代表実施機関等は、遂行状況報告書を知事が定める日までに提出しなければならない。

(成果報告)

第14条 代表実施機関は、本事業による実現可能性調査を終了したとき又は委託契約で定めた委託業務の完了期限のいずれか早い日までに、事業の成果の詳細を記した研究成果報告書(様式4)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の研究成果報告書の提出を受け、研究の実施結果及び委託契約の履行状況を確認するものとする。

(知的財産権の帰属)

第15条 本事業による研究開発により発生した特許権等の知的財産権については、その帰属先を共同実施機関とし、その取扱いについては、共同実施契約等に明記するものとする。

(別紙3)

あきた創生シーズ展開事業

(事業の目的)

第1条 あきた創生シーズ展開事業（以下別紙3において「本事業」という。）は、県内企業等や県内大学等・公設試が持つシーズについて、実用化の前段階である試作品開発、性能評価等を行い、事業化に向けた基盤技術の確立を図り、もって新産業・新事業の創出と本県産業の振興に寄与することを目的とする。

(事業の対象)

第2条 本事業は、二以上の実施機関（県内企業等及び県内大学等・公設試を必ず含む。以下各実施機関を「共同実施機関」という。）の連携により、基盤技術の確立を目指して共同で行う研究開発（試作品開発、性能評価など。以下「基盤研究」という。）で、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものを対象とする。

- 一 「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」の戦略を構成する施策の方向性に合致するものであること。
- 二 応募時点以前から実施機関において研究開発、市場調査、知的財産調査、試作調査等を既に進めており、実用化や事業化に向けてステップアップする可能性が高いものであること。
- 三 本事業により実施する基盤研究が、本県の産業振興その他県民の福祉向上に寄与するものであること。
- 四 本事業により実施する基盤研究に使用する経費について、国、県又はその他法人等からの補助・助成又は委託の対象となっていないこと。

(提案)

第3条 実施要綱第5条に規定する公募に応募するときは、代表実施機関は、提案書（様式5）を作成し、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(採択)

第4条 知事は、提案された基盤研究の内容を審査のうえ、本事業により実施すべき基盤研究を採択する。

- 2 知事は、前項の審査結果について、代表実施機関に文書により速やかに通知する。
- 3 知事は、採択された実施機関及び基盤研究の概要等について、県のウェブサイト及び印刷物等により公表することができるものとする。

(審査)

第5条 前条第1項に規定する審査は、知事が別に定める方法により行う。

(委託契約)

第6条 知事は、採択した基盤研究の代表実施機関が秋田県立の試験研究機関以外の場合には、当該代表実施機関と基盤研究に係る委託契約（以下「委託契約」という。）を締結する。

(研究開発期間)

第7条 本事業による研究開発の実施期間は、採択された年度の3月31日までの1か年とする。なお、採択された年度の翌年度に再度申請し、第5条に定める審査を経て採択された場合にあっては、さらに1か年を限度に本事業により基盤研究を行うことができる。

(委託料)

第8条 本事業による研究開発に係る委託料の上限は、200万円とする。

- 2 本事業による研究開発に要する経費のうち、実施機関が委託料から支弁できる経費は、別表第2のとおりとする。
- 3 知事は、代表実施機関が秋田県立の試験研究機関以外の場合は、代表実施機関に対し、委託契約に基づき委託料を支払う。
- 4 知事は、代表実施機関が秋田県立の試験研究機関の場合は、あきた未来創造部あきた未来戦略課から当該機関に対し、予算の範囲内で再配当する。
- 5 委託料から支弁できる経費は、委託契約を締結した日以降に物品発注等の契約行為等が生じ、かつ当該年度内に債務が確定したものに限る。

(共同研究契約及び再委託契約)

- 第9条 代表実施機関は、他の実施機関と共同研究の内容について定めた共同研究契約を締結しなければならない。
- 2 代表実施機関は、知事からの委託業務の一部について他の実施機関に再委託することができる。その場合にあっては、代表実施機関は、知事との委託契約に準拠した再委託契約を再委託先である実施機関との間で締結しなければならない。
 - 3 代表実施機関は、前項に定める再委託契約を行う場合は、共同研究のために必要と認められる別表第2に掲げる経費を再委託料として定めるものとする。
 - 4 再委託料から支弁できる経費は、再委託契約を締結した日以降に物品発注等の契約行為等が生じ、かつ当該年度内に債務が確定したものに限る。
 - 5 代表実施機関は、他の実施機関と第1項及び第2項の規定による契約を1の契約として締結することができる。

(委託契約の変更)

第10条 委託経費の総額に変更がある場合は、委託契約の変更を行わなければならない。ただし、県の予算の範囲内に限る。

(実施計画の変更)

第11条 代表実施機関は、本事業の実施計画において、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事に事前に実施計画の変更の申請を行い、承認を受けなければならない。

- 一 実施機関の変更を行う場合。
- 二 別表第2に掲げる経費の区分における費目間の流用を行う場合で、いずれかの費目の総額において3割を超えて増減する場合。
- 三 別表第2に掲げる経費の区分における人件費の額を増額する場合。

(設備購入に係る経費の上限)

第12条 委託料及び再委託料から支弁する設備取得費の上限は、別表第2に掲げるとおりとする。

(状況報告)

第13条 知事は必要と認めた場合は、代表実施機関及びコーディネータ等に対して、本事業による基盤研究の遂行状況について、報告を求めることができる。

- 2 報告を求められた前項の代表実施機関等は、遂行状況報告書を知事が定める日までに提出しなければならない。

(成果報告)

第14条 代表実施機関は、本事業による基盤研究を終了したとき又は委託契約で定めた委託業務の完了期限のいずれか早い日までに、事業の成果の詳細を記した研究成果報告書(様式6)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の研究成果報告書の提出を受け、研究の実施結果及び委託契約の履行状況を確認するものとする。

(知的財産権の帰属)

第15条 本事業による研究開発により発生した特許権等の知的財産権については、その帰属先を共同実施機関とし、その取扱いについては、共同研究契約等に明記することとする。

(別紙4)

あきたイノベーション創出研究開発事業

(事業の目的)

第1条 あきたイノベーション創出研究開発事業（以下別紙4において「本事業」という。）は、本県が重点的に取り組む研究開発領域において、県内企業等のニーズと県内大学等が持つ優れた技術シーズを有効に組み合わせた産学官連携による研究開発プロジェクトを推進するとともに、その成果として県内企業等に付加価値の高い技術を移転し、もって新産業・新事業の創出と本県産業の振興に寄与することを目的とする。

(事業の対象)

第2条 本事業は、コンソーシアムを形成して実施するプロジェクトで、次の各号の全てに該当するものを対象とする。

- 一 「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」の戦略を構成する施策の方向性に合致するものであること。
- 二 「あきた科学技術振興ビジョン」の「研究開発分野の重点化方針」及び「重点分野別研究開発方針」で定める「短期集中的に取り組む必要がある研究領域」に該当するもの、又は「中長期にわたり継続的に取り組むべき研究開発領域」に該当し、本事業の実施により事業化が推進されるもの。
- 三 本事業への応募前から実施機関が研究開発、市場調査、知的財産調査、試作調査等を進めており、研究の熟度が高まっているもの。
- 四 コンソーシアム内において、研究機関から県内企業等への技術移転が、特許等の実施許諾又は譲渡等により研究期間内に着実に行われる見通しがあるもの。
- 五 将来の新事業創出のためのロードマップ及びプロセス等が明確に示され、かつ確実に実行されると見込まれるもの。
- 六 本事業により実施するプロジェクトに使用する経費について、国、県又はその他法人等からの補助・助成又は委託の対象となっていないこと。

(提案)

第3条 実施要綱第5条に規定する公募に応募するときは、管理法人は、提案書（様式7）を作成し、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(採択)

第4条 知事は、提案されたプロジェクトの内容を審査のうえ、本事業により実施すべきプロジェクトを採択する。

- 2 知事は、前項の審査結果について、管理法人に文書により速やかに通知する。
- 3 知事は、採択されたコンソーシアム及びプロジェクトの概要等について、県のウェブサイト及び印刷物等により公表することができるものとする。

(審査)

第5条 前条第1項に規定する審査は、知事が別に定める方法により行う。

(委託契約)

第6条 知事は、採択したプロジェクトの管理法人と研究開発に係る委託契約（以下「委託契約」という。）を年度ごとに締結する。

(研究開発期間)

第7条 本事業による研究開発の実施期間は、3か年を限度とし、年度ごとに県と管理法人との委託契約を締結した日から始まり、最長で当該プロジェクトが採択された年度の翌々年度の3月31日までに終了するものとする。

(委託料)

第8条 本事業による研究開発に係る委託料の上限は、年度ごとに600万円とする。
2 本事業による研究開発に要する経費のうち、管理法人が委託料から支弁できる経費は、別表第3のとおりとする。
3 知事は、委託契約に基づき管理法人に対し委託料を支払う。
4 委託料から支弁できる経費は、各年度において委託契約を締結した日以降に物品発注等の契約行為等が生じ、かつ当該年度内に債務が確定したものに限り。

(共同研究契約及び再委託契約)

第9条 管理法人は、実施機関と共同研究の内容について定めた共同研究契約を締結しなければならない。
2 管理法人は、知事からの委託業務の一部について実施機関に再委託することができる。その場合にあつては、管理法人は、年度ごとに知事との委託契約に準拠した再委託契約を再委託先である実施機関との間で締結しなければならない。
3 管理法人は、前項に定める再委託契約を行う場合は、共同研究のために必要と認められる別表第4に掲げる経費を再委託料として定めるものとする。
4 再委託料から支弁できる経費は、各年度における再委託契約を締結した日以降に物品発注等の契約行為等が生じ、かつ当該年度内に債務が確定したものに限り。
5 管理法人は、実施機関と第1項及び第2項の規定による契約を1の契約として締結することができる。

(委託契約の変更)

第10条 委託経費の総額に変更がある場合は、委託契約の変更を行わなければならない。ただし、県の予算の範囲内に限り。

(実施計画の変更)

第11条 管理法人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事に事前に実施計画の変更の申請を行い、承認を受けなければならない。

- 一 コンソーシアム参画団体の変更を行う場合。
- 二 別表第3及び別表第4に掲げる経費の区分における費目間の流用を行う場合で、いずれかの費目の総額において3割を超えて増減する場合。
- 三 別表第3及び別表第4に掲げる経費の区分における人件費の額を増額する場合。

(設備購入に係る経費の上限)

第12条 委託料及び再委託料から支弁する設備取得費の和（3か年合計額）の上限は、原則として、県が管理法人に支払う1年目から3年目までの委託料合計額の3分の1に相当する額とする。

(状況報告)

第13条 知事は必要と認めた場合は、管理法人及び連携責任者に対して、プロジェクトの遂行状況について、報告を求めることができる。

- 2 報告を求められた前項の管理法人等は、遂行状況報告書を知事が定める日までに提出しなければならない。

(成果報告)

第14条 管理法人は、各年度において、本事業によるプロジェクトを終了したとき又は委託契約で定めた委託業務の完了期限のいずれか早い日までに、事業の成果の詳細を記した研究成果報告書（様式8）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の研究成果報告書の提出を受け、研究の実施結果及び委託契約の履行状況を確認するものとする。

(中間評価及び事業中止)

第15条 知事は、年度ごとの事業終了後に別に定める方法により中間評価を行う。

- 2 知事は、前項の評価結果等により研究実施期間の終期前において事業を中止することがある。

(知的財産権の帰属)

第16条 本事業による研究開発により発生した特許権等の知的財産権については、その帰属先をコンソーシアムの参画団体とし、その取扱いについては、共同研究契約等に明記することとする。

別表第1 (萌芽シーズ育成・連携促進事業)

区 分		内 容
直 接 経 費	I 設備取得費	取得価格が3万円以上(消費税込)以上で、かつ、1年以上の使用に耐えうるものであり、研究開発に直接必要な研究機器又は機械装置等であって消耗品ではないものの購入費。 原則として直接経費合計の50%未満とする。 なお、パソコンについては、汎用性があるため、試験研究機器に付属したデータ処理用を除き、原則として対象として認められません。
	II 人件費	研究開発業務に直接従事する研究員、研究補助員、パート等に労働の対価として支払うもの及び雇用主が負担する法定福利費
	III その他の経費	消耗品費(資材、部品、消耗品等で取得価格が3万円未満(消費税込)のもの又は使用期間が1年未満のもの)、旅費・調査費、機器等の賃借料等、印刷製本費、通信運搬費、その他研究開発のため直接必要と認められる経費
IV 消費税等		I～IIIに係る消費税額の計

※「III その他の経費」の例示

旅費・調査費 (研究開発の際に必要な現地調査旅費等)

賃借料 (委託事業を実施するにあたり必要な機械装置等の賃借料、リース料等)

印刷製本費 (成果報告作成費用、データとりまとめ費用、レポート作成費用等)

通信運搬費 (連絡調整、データの受け渡しに係る費用等)

別表第2 (フィージビリティスタディ事業、あきた創生シーズ展開事業)

区 分		内 容
直 接 経 費	I 設備取得費	取得価格が3万円以上(消費税込)以上で、かつ、1年以上の使用に耐えうるものであり、研究開発に直接必要な研究機器又は機械装置等であって消耗品ではないものの購入費。 原則として直接経費合計の50%未満とする。 なお、パソコンについては、汎用性があるため、試験研究機器に付属したデータ処理用を除き、原則として対象として認められません。
	II 人件費	研究開発業務に直接従事する研究員、研究補助員、パート等に労働の対価として支払うもの及び雇用主が負担する法定福利費
	III その他の経費	消耗品費(資材、部品、消耗品等で取得価格が3万円未満(消費税込)のもの又は使用期間が1年未満のもの)、旅費・調査費、機器等の賃借料等、印刷製本費、通信運搬費、その他研究開発のため直接必要と認められる経費
IV 再委託費		代表実施機関が、委託業務の一部を他の実施機関に再委託するのに要する経費(再委託先の費目等は、I～III、Vに準拠)
V 消費税等		I～IVに係る消費税額の計

※「III その他の経費」の例示

- 旅費・調査費 (研究開発の際に必要な現地調査旅費等)
- 賃借料 (委託事業を実施するにあたり必要な機械装置等の賃借料、リース料等)
- 印刷製本費 (成果報告作成費用、データとりまとめ費用、レポート作成費用等)
- 通信運搬費 (連絡調整、データの受け渡しに係る費用等)

別表第3 (あきたイノベーション創出研究開発事業・管理法人)

区 分		内 容
直 接 経 費	I 設備取得費	取得価格が20万円以上(消費税込)以上で、かつ、1年以上の使用に耐えるものであり、研究開発に直接必要な研究機器又は機械装置等であって消耗品ではないものの購入費。 なお、パソコンについては、汎用性があるため、試験研究機器に付属したデータ処理用を除き、原則として対象として認められません。
	II 人件費	委託業務に直接従事する研究員、連携責任者、研究補助員、パート等に労働の対価として支払うもの及び雇用主が負担する法定福利費
	III その他の経費	消耗品費(資材、部品、消耗品等で取得価格が20万円未満(消費税込)のもの又は使用期間が1年未満のもの)、旅費・調査費、機器等の賃借料等、印刷製本費、通信運搬費、特許出願関連経費、その他研究開発のため直接必要と認められる経費
IV 再委託費		管理法人が、委託業務の一部を実施機関に再委託するのに要する経費(再委託先の費目等は、I～III、VIに準拠)
V 管理費		直接経費及び再委託費の10%を上限とする
VI 消費税等		I～Vに係る消費税額の計

※「I 設備取得費」の上限

原則として、管理法人及び実施機関の設備取得費(3か年)の和(消費税込)は、県が支払う委託料合計(3か年)の3分の1以内とする。

※「III その他の経費」の例示

- 旅費・調査費 (研究開発の際に必要な現地調査旅費等)
- 賃借料 (委託事業を実施するにあたり必要な機械装置等の賃借料、リース料等)
- 印刷製本費 (成果報告作成費用、データとりまとめ費用、レポート作成費用等)
- 通信運搬費 (連絡調整、データの受け渡しに係る費用等)
- 特許出願関連経費 (弁理士代行手続き費用、調査費用等)

別表第4 (あきたイノベーション創出研究開発事業・実施機関)

区 分		内 容
直 接 経 費	I 設備取得費	取得価格が20万円以上(消費税込)以上で、かつ、1年以上の使用に耐えうるものであり、研究開発に直接必要な研究機器又は機械装置等であって消耗品ではないものの購入費。 なお、パソコンについては、汎用性があるため、試験研究機器に付属したデータ処理用を除き、原則として対象として認められません。
	II 人件費	委託業務に直接従事する研究員、連携責任者、研究補助員、パート等に労働の対価として支払うもの及び雇用主が負担する法定福利費
	III その他の経費	消耗品費(資材、部品、消耗品等で取得価格が20万円未満(消費税込)のもの又は使用期間が1年未満のもの)、旅費・調査費、機器等の賃借料等、印刷製本費、通信運搬費、特許出願関連経費、その他研究開発のため直接必要と認められる経費
IV 消費税等		I～IIIに係る消費税額の計

※ 「I 設備取得費」の上限

原則として、管理法人及び実施機関の設備取得費(3か年)の和(消費税込)は、県が支払う委託料合計(3か年)の3分の1以内とする。

※ 「III その他の経費」の例示

- 旅費・調査費 (研究開発の際に必要な現地調査旅費等)
- 賃借料 (委託事業を実施するにあたり必要な機械装置等の賃借料、リース料等)
- 印刷製本費 (成果報告作成費用、データとりまとめ費用、レポート作成費用等)
- 通信運搬費 (連絡調整、データの受け渡しに係る費用等)
- 特許出願関連経費 (弁理士代行手続き費用、調査費用等)